



よくあるご質問



【入所申請手続きについて】

Q. 来年4月に小学1年生になります。学童施設に入所したいと考えていますが、どうすればいいでしょうか。

A. 新年度については、情報解禁が原則、前年10月1日より、提出が原則、前年11月1日からとなります。(1日が日曜日の場合は日にちが後ろ倒しになることがございます。) そのため、10月中に入所を予定している学童施設の申請書類を入手し、11月1日以降に各子どもの家等に提出してください。

Q. 一次申請期間中に申し込まないと利用できませんか。

A. 一次申請に間に合わなかった方は、11月16日(木)から令和6年2月15日(木)の二次申請で受付が可能です。但し、一次申請者を優先的に承認しますので、お含みおきください。

Q. 4月1日から利用したい場合、申請時期が早いほうが有利ですか。

A. 一次申請受付期間中に受け付けた申請が、最も優先度が高くなります。同じ申請受付期間内であれば、日付による優先順位はありません。一次申請の利用決定後、子どもの家の登録定員数が下回った場合に、二次申請で受け付けた申請について、一次申請同様、審査し、利用決定を行います。

Q. 学童の申請を今年度行い、兄弟の保育園が決まらずに申請を取り下げたら、次年度に申請した際に影響ありますか。

A. 次年度の申請に影響はありません。取り下げが決定した場合、速やかに申請先の各子どもの家にご連絡ください。

Q. 待機になる可能性はありますか。

A. 年によって申込数に変動があるため、お申込み先の施設で待機児童が発生するかどうか、一次申請期間の段階ではお答えできません。万が一待機になってしまった場合には、子どもひろば(アフタースクール)にご登録いただくことで4~9月は17時まで、10~3月は16時30分まではお預かりすることができます。

子どもひろば(アフタースクール)は人数制限がないため、待機になることはありません。

Q. どの施設に申し込めばいいか、わかりません。

A. 鎌倉市立小学校に通う場合は、通学先の小学校区の施設へお申し込みください。

私立・国立など、市立小学校以外に通う場合は、お住まいの小学校区の施設へお申し込みください。

Q. 通学する小学校が決定していない場合、複数の子どもの家に入所申請を出すことはできますか。

A. 可能です。通学する小学校が決定しておらず入所申請する子どもの家が確定しない場合は、入所する可能性のあるすべての子どもの家に入所申請書をご提出ください。但し、複数施設の入所はできません。入所しない子どもの家は辞退届を必ず提出してください。

Q. 付属鎌倉小学校へ入学予定です。住まいは大船ですが、付属鎌倉小学校から近い子どもの家に入所させることはできますか。

A. できません。入所案内にも記載のとおり、私立・国立小学校に通学の場合は、居住地の施設が対象です。そのため、居住地は大船で付属鎌倉小学校に通学される場合は大船子どもの家に入所申請してください。

Q. 新学期から鎌倉市へ転居予定の場合、転居先の住所で申請は可能ですか。

A. 利用開始時点で鎌倉市に住所があれば申請は可能のため、11月時点で住所が確定していなくても申請できます。

その場合、申請書類の住所欄には現住所を記載いただき、子どもの家入所申請書の入所に当たって特に配慮を求める状況等の3その他に鎌倉市へ転居予定の旨を記載ください。また、入所決定通知書を送付する関係上、引っ越し時期が決定していれば記載ください。

Q. 入所申請書の書類について、申請する子どもの家と別の子どもの家の申請書を利用しても大丈夫ですか。

A. 子どもの家全16施設は指定管理者による運営となっており、申請書類は各子どもの家によって異なる場合がございます。そのため、申請を行う子どもの家の申請書をご利用ください。申請書はホームページもしくは各施設に配架してあります。

Q. 求職中でも申請できますか。

A. 申請できます。遅延届をご記入いただき、遅延の理由は「求職中のため」としてください。就職先が決まり次第（概ね2か月以内に）就労等証明書をご提出ください。

Q. 育休中でも申請できますか。

A. 子どもの家利用開始日時点で育児休業期間が終了していれば、申請が可能です。就労等証明書に、育児休業期間を記載いただくようお願いします。なお、利用開始日時点で育児休業期間が終了できなかった場合は、入所を辞退していただきます。育児休業期間が終了してから再度申請をお願いします。

Q. 現在、子どもの家に入所しています。次年度も利用したい場合は、改めて申請が必要ですか。

A. 必要です。子どもの家の入所承認は年度単位のため、利用を希望する場合は、毎年度申請する必要があります。なお、現在、子どもの家に入所していても新たに審査することから次年度以降必ず利用できるものではありません。

Q. 入所承認通知書が届きましたが、子どもの家の利用を辞退したいです。どうすればよいですか。

A. 辞退届を提出ください。辞退届については入所が決定している施設にお問い合わせください。

Q. 子どもの家を見学することはできますか。

A. 見学できます。見学を希望する子どもの家に直接連絡し、日程調整の上、見学してください。

Q. 放課後デイサービスに通っていたり、特別支援学級に在籍している子どもも子どもの家に申請することはできますか。

A. 申請することができます。支援員による配慮が必要な場合は、『子どもの家入所申請書』の“入所に当たって特に配慮を求める状況等”について記載をお願いします。支援員のサポート体制を整えるため、入所前に事前に面談を実施させていただく場合がございます。

Q. 子どもの家の利用基準を満たしていたとしても入所を断られることはありますか。

A. 定員に達していない場合、原則、入所をお断りすることはありません。但し、アレルギーをお持ちのお子様など、配慮が必要なお子様に対しては、支援員のサポート体制を整えるため、入所前に事前に面談を実施させていただく場合がございます。

Q. 子どもの家臨時利用申請書の提出はいつまでに提出すればよいですか。

A. 利用開始希望日の 10 営業日前まで随時受付を行います。なお、子どもの家は指定管理者による運営となっているため、指定管理者によって営業日が異なる場合がありますので、詳細は各子どもの家にご確認ください。

【入所申請書類に関するご質問】

Q. 兄弟ともに申請する場合、申請に必要な書類は全て兄弟分必要ですか。

A. 原則、申請に必要な書類は、児童 1 人につき 1 部必要ですが、就労等証明書については、1 部の提出で構いません。

Q. 就労等証明書は、誰が記載するのですか。

A. 雇用主に記載を依頼してください。なお、自営業の場合は、自書してください。

Q. 就労等証明書の証明印は必要ですか。

A. 雇用者の証明印は無くても構いません。なお、常勤以外で就労されている方や自営業者等、第三者による就労日数・時間の証明ができない場合は、裏面の『週間予定表』も併せてご記入ください。

Q. 就労している祖父母と同居しています。祖父母の就労等証明書は必要ですか。

A. 必要です。同一世帯で就労している方全員の就労等証明書を提出してください。但し、祖父母の年齢が申請時点で 65 歳以上の場合は不要です。

Q. 一次申請期間中に申請書類を提出したいと考えていますが、就労等証明書が間に合いそうにありません。この場合、一次申請期間に提出することは難しいでしょうか。

A. 一次申請期間に提出することはできます。就労等証明書の代わりに『就労等証明書提出遅延届』を提出ください。なお、就労等証明書は『就労等証明書提出遅延届』を提出後、原則 1 か月以内にご提出ください。『就労等証明書提出遅延届』はホームページもしくは各子どもの家にお問い合わせください。

Q. 仕事が複数ある場合は、どうしたら良いですか。

A. 全ての勤務先の就労等証明書をご提出ください。

Q. 保育園に就労等証明書の原本を提出するため、子どもの家の就労等証明書はコピーでも大丈夫ですか。

A. 問題ありません。ただし、コピーはご自身で用意してください。

Q. 就労等証明書は勤務先の様式でも大丈夫ですか。

A. 問題ありません。原則、子どもの家申請用の所定様式のご提出をお願いしておりますが、申請様式の記載内容が満たされていれば、その他の様式でも申請が可能です。但し、追加の確認をさせていただく場合がありますのでお含みおきください。

Q. 短時間勤務取得制度を利用している場合、就労等証明書はどのように記載すればよいですか。

A. 労働契約上の勤務時間と短時間勤務の勤務時間を併記してください。

なお、短時間勤務取得制度の期間が決まっている場合は期間も記載ください。

Q. 残業することが多いのですが、就労等証明書には残業時間を含む就労時間を記載した方がよいですか。

A. 就労時間は、残業時間を加味せず、労働契約書上の就労時間を記載ください。

Q. 入所後に転職した場合、就労等証明書をまた提出する必要がありますか。

A. 就労状況変更の場合の届出については、『子どもの家入所児童住所等変更届』を必ず『就労等証明書』（または『就労等証明書提出遅延届』）を添付してご提出ください。なお、勤務地変更の場合は提出不要です。

Q. 同居家族に障がいのある65歳未満の叔父がいる場合、申請書にその旨を書くだけでいいですか。

A. 就労以外の理由で申請する場合、申請書と一緒に療養が必要である旨記載のある診断書や在学証明書（就労等証明書裏面の『週間予定表』を添付してください。）、母子手帳のコピー等、理由が証明できる書類をご提出ください。

Q. 申請書を書き間違えてしまいました。訂正印は必要でしょうか。

A. 申請書類の書き損じをした場合、訂正印は必要ありません。二重線で訂正ください。

【利用に関するご質問】

Q. 子どもの家と子どもひろばの違いを教えてください。

A. 子どもの家の利用資格を所有する世帯が子どもの家と子どもひろばのどちらを利用するか判断材料とする最も多い基準が利用時間です。利用時間は子どもの家は最長で午前7時15分から午後7時まで利用することができます（延長利用時間及び早朝利用時間を含む）。子どもひろばは最大でも午前8時30分から午後5時までの利用となります。ほかにもおやつ提供の有無（子どもの家はおやつ提供がありますが、子どもひろばはおやつ提供がありません。）など様々な違いがありますが、詳細については、ホームページをご覧ください。

Q. 子どもひろばから子どもの家に移行を考えています。どうすればよいでしょうか。

A. まず、『放課後子どもひろば利用登録廃止届』を提出してください。廃止予定日以降の日付で子どもの家の申請書類を提出してください。児童健康調査票は子どもひろばと同じ様式になるため、再度提出する必要はありません。子どもの家臨時利用申請書を提出していた場合、就労等証明書及び子どもの家利用質問表についても同様です。

Q. 子どもの家を利用しているが、一時的に利用を中止したいです。どうすればよいでしょうか。

A. 子どもの家を一時的に利用中止することはできません。一度退所いただき、またご利用される際に、入所申請書一式を子どもの家に提出してください。退所している間に、子どもの家の定員が上限に達した場合は待機となりますのでご注意ください。

Q. 夏休みなどの学校休校日や、給食がない日にお弁当を用意する必要がありますか。

A. 施設によって異なります。施設に直接お問い合わせください。施設によっては、夏休みなどの長期休暇の際にお弁当を注文することができます。

Q. 子どもの家で提供されるおやつはどういったものでしょうか。また、何時ごろに提供されるのでしょうか。

A. 子どもの家によって異なりますので、各子どもの家にお問い合わせください。一例として、午後3時ごろに

ドーナツなどが提供される施設がございます。

Q. アレルギーがあるため、おやつを持参したいです。おやつ持参は認められていますか。

A. アレルギーがあるお子様に限りおやつ持参を認めております。詳細は各子どもの家に問い合わせください。

Q. アレルギーに関するサポートはしてもらえますか。

A. 支援員によるサポートを行います。サポートが必要な場合は、『児童健康調査票』のアレルギー欄に必ず記載ください。また、入所前にアレルギーなどに関して支援員に伝えたいことがある場合は『児童健康調査票』のアレルギー欄にチェックしてください。入所前に支援員と面談を実施します。

Q. 19時以降も子どもを預けることはできますか。

A. 現在、公立民営全16施設については19時までのご利用となっております。19時以降に子どもを預けることはできません。どうしても19時を超えてしまう場合は、ファミリーサポートセンター等のご利用も検討ください。

【参考URL】

ファミリーサポートセンター：<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kosodate/bf403.html>

Q. 学校から子どもの家に入所したあとに習い事で外出し、また子どもの家に戻ることができますか。

A. 習い事などやむを得ない事情がある場合は利用時間内に外出し、子どもの家に戻ることができます。事前に『子どもの家一時外出届』を提出ください。なお、友達の家遊びに行くなどお子様ひとりでの自由な一時外出はできません。また、子どもひろばの利用児童は一時外出を認めていません。

Q. 習い事がある日は一度帰宅してから子どもの家を利用したいのですが可能ですか。

A. 一度帰宅した場合、子どもの家を利用することはできません。学校開校日は学校から直接子どもの家に来所ください。

Q. 子どもの家のお迎えについて教えてください。

A. 子どもの家への通所及び自宅への帰宅は、児童の自力通所及び帰宅が原則です。

お迎えを希望する場合は、各子どもの家にご相談ください。なお、延長利用の時間帯は、必ず保護者等のお迎えが必要です。

Q. お迎えに利用児童の兄弟が行くことも可能ですか。

A. 保護者の方以外がお迎えにいらっしゃる場合は事前にフルネームと利用児童との続柄を教えてください。なお、中学生高校生がお迎えにいらっしゃる場合は18時までとします。

Q. 車で迎えに行くことはできますか。

A. 車での迎えは原則お断りしています。

Q. 子どもの家を夏休み期間のみ利用することはできますか。

A. 子どもの家の定員に達していない場合、利用することはできます。(実際にそういった形で利用されているお子様もいらっしゃいます。)入所希望開始日によって入所申請書締切日が異なりますので、ご注意ください。入所申請書締切日は各施設にお問い合わせください。おおよそ2週間前になります。

Q. インフルエンザやコロナ等で、学級閉鎖となっている場合に、子どもの家を利用できますか。

A. 症状のない場合は利用ができます。但し、ご自宅で検温いただくとともに体調を崩さないようマスクの着用等のご配慮をお願いいたします。

≪前日に学級閉鎖等が決定した場合≫ 8:00開所

≪就学時間内に学級閉鎖等が決定した場合≫ 10:00開所

Q. 現在、子どもの家を利用しています。育児休業を取得する予定があるのですが、いつまで利用できますか。

A. 育児休業を取得する日の前日までです。子どもの家にご連絡いただき、退所届を提出してください。

育児休業時は子どもひろば（アフタースクール）のご利用を推奨しております。

Q. 子どもの家に持ち込んではいけないものはありますか。

A. 基本的に、小学校に持って行ってはいけないものは子どもの家にも持ち込みができません。

Q. 子どもの家の退所を考えています。どうすればよいでしょうか。

A. 入所後、申請された入所希望期間より前に退所される場合は『子どもの家退所届』の提出が必要です。退所の1週間前までに子どもの家へ提出してください。『子どもの家退所届』はホームページもしくは各子どもの家にお問い合わせください。

【延長（早朝）利用に関するご質問】

Q. 延長利用及び早朝利用を行いたい場合、申請書類等の提出は必要になりますか。

A. 早朝利用のみ事前の申請が必要です。『子どもの家早朝利用申請書』を早朝利用開始日の二週間以上前の平日に提出ください。延長利用は事前申請する必要はありません。

Q. 延長利用は誰でも利用できますか。

A. 子どもの家のお子様であれば誰でも利用することができます。

Q. 延長時間（午後6時～7時）のみの利用はできますか。

A. 延長時間のみの利用はできません。また、早朝時間についても同様です。

【利用料の減免に関するご質問】

Q. 利用料をさかのぼって減免することはできますか。

A. できません。利用料の減免は申請月からの適用となりますのでご注意ください。4月から減免をうける場合は、4月の最終営業日までに提出ください。減免の申請が5月になった場合、減免が決定されても4月分の利用料は発生します。

Q. 利用料の減免申請を検討しています。生活保護世帯と市民税非課税世帯の両方に該当しますが、どちらがよいなどありますか。

A. どちらで申請されても構いません。なお、市民税非課税世帯は新年度の課税証明書が6月から発行開始となることから、4～6月分、7～3月分の2回に分けて減免を行うため、申請書が2枚必要となります。そのため、生活保護世帯で申請された方が工程数を1回で済ませられるというメリットがあります。

Q. 「就学援助申請書の審査結果及び支給についてのお知らせ」を紛失してしまいました。どうすればよいですか。

A. 就学援助受給世帯として減免申請する場合は、学務課が発行した決定通知書の写しの提出が必須となります。そのため、紛失した場合は学務課まで再発行を依頼してください。

【教育委員会学務課学務担当】

〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10 第4分庁舎1階

電話：0467-61-3796（直通）

受付時間：8時30分～17時00分（土曜、日曜、休日を除く）